

(算式)

$$\left(\frac{\text{旧株1株当たりの従前の帳簿価額}}{1 + \frac{\text{新株1株当たりの払込金額} + \frac{\text{資本又は出資に組み入れた利益積立金額}}{\text{新株の総数}} \times \frac{\text{旧株1株当たりの新株割当数}}{\text{新株1株当たりの払込金額}}} \right) \times \frac{\text{譲渡した新株引受権の数、1株未満の株式数又は失権株数}}{\text{新株1株当たりの払込金額}}$$

(注) 算式中の「1株未満の株式数」とは旧株数に旧株につき割り当てられた新株の割合を乗じて計算した数に1株に満たない端数がある場合のその端数(端株原簿に記載されなかったものに限る。)をいう。

十四 有価証券の評価の方法

改 正 後	改 正 前
(廃止)	第3節 有価証券の評価の方法
(廃止)	(証券取引所の範囲)
	6-3-1 令第34条第1項《有価証券の評価の方法》に規定する証券取引所には、外国の法令に基づいて設立された証券取引所も含めるものとする。
(廃止)	(評価の方法を選定する場合における上場有価証券とその他のものとの区分)
	6-3-1の2 有価証券について評価の方法を選定する場合における証券取引所に上場されている有価証券と上場されていない有価証券との区分については、次による。
	(1) 法人の有する株式のうち同一会社の発行するもので、旧株については上場されているが新株については旧株への併合がされるまでの間上場されていないものについては、その新株は上場されている株式とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(2) <u>法人の有する債券のうち同一法人の発行するもので発行日より証券取引所に上場されているものと上場されていないものがある場合において、法人がその上場されている債券を上場されていない債券に含めて一の区分としているときは、その区分を認める。</u></p> <p><u>(その他これに準ずる関係のある者の範囲)</u></p> <p><u>6-3-2 令第34条第2項《企業支配株式の意義》に規定する「その他これに準ずる関係のある者」には、会社以外の法人で令第4条第2項各号及び第3項《特殊関係法人》に規定する特殊の関係のある者が含まれる。したがって、例えば、株主の1人及びこれと令第4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人が有する会社以外の法人の出資の金額が当該法人の出資金額の50%以上に相当する場合における当該会社以外の法人はこれに該当する。</u></p> <p><u>(有価証券の種類)</u></p> <p><u>6-3-3 令第34条第1項《有価証券の評価の方法》に規定する有価証券の種類は、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から第11号まで（第9号を除く。）の各号《定義》ごとの区分によるものとし、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものは、これに準じて区分する。</u></p> <p><u>ただし、転換社債又は新株引受権付社債は、同項第4号の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分することとし、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができる。</u></p> <p><u>(注) 法人が、分離型の新株引受権付社債に係る社債及び新株引受権につき、</u></p>

その帳簿価額を合理的に区分して経理しているときは、当該社債及び新株引受権については、それぞれ同項第4号の社債及び同項第6号の新株引受権に含まれる。

(廃止)

(信託をしている有価証券)

6-3-3の2 法人が信託(金銭等の信託を除く。)をしている財産のうち当該法人が有する有価証券と種類及び銘柄(以下6-3-5において「種類等」という。)を同じくする有価証券がある場合には、当該信託に係る有価証券と当該法人が有する有価証券とを区分しないで令第34条《有価証券の評価の方法》及び第38条から第47条まで《有価証券の取得価額等》の規定を適用するのであるから留意する。

(注) 金銭等の信託に係る有価証券には、次のようなものがある。

- (1) 合同運用信託及び証券投資信託に係る有価証券
- (2) 法第84条第1項《退職年金等積立金の額の計算》に規定する適格退職年金契約等による信託に係る有価証券
- (3) 指定単独運用の金銭信託に係る有価証券

(廃止)

(自己株式に係る評価方法の区分)

6-3-3の3 法人が取得した自己の株式又は出資(以下6-3-3の3において「自己株式」という。)につき次に掲げるものごとにそれぞれ別の区分として令第34条《有価証券の評価の方法》の規定を適用しているときは、これを認める。

- (1) 商法第212条ノ2第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)《定時株主総会決議等に基づく利益による株式の消却をするための取得》、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第3条第1項《取締役会の決議に基づく利益による株式の消却をするための取得》及び第3条の2第1項《取締役会の決議に基づく資本準備金による株

改 正 後	改 正 前
	<p>式の消却をするための取得》の規定に基づき取得したもの</p> <p>(2) <u>商法第210条ノ2第1項《取締役又は使用人に譲渡するための取得》の規定に基づき取得したもの（(3)に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>商法第210条ノ2第2項第3号に定める場合において同条第1項の規定に基づき取得したもの</u></p> <p>(4) <u>商法第210条第5号及び第210条ノ3第1項（有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。）《売渡請求及び相続による取得》の規定に基づき取得したもの</u></p> <p>(5) <u>その他の事由により取得したもの</u></p> <p>(注) <u>(1)の規定に基づき取得した自己株式のうちその失効手続が当該取得の日の属する事業年度終了の日までに完了していないものにつき、同日に失効手続が完了し株式の消却が行われたものとみなして会計処理を行っているときは、当該自己株式の実際の失効手続が当該事業年度終了後に遅滞なく完了しているときに限り、これを認める。</u></p> <p>(廃止) <u>（証券業を営む法人の期末評価額計算の特例）</u></p> <p><u>6-3-4 証券業を営む法人は、証券取引所に上場されている有価証券（企業支配株式に該当するものを除く。）について、事業所別に異なる評価の方法を選定することができる。</u></p> <p>(廃止) <u>（低価法の時価）</u></p> <p><u>6-3-5 証券取引所に上場されている有価証券につき低価法を適用する場合における令第34条第1項第1号ロ《低価法》に規定する「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」（以下6-3-5において「期末の時価」という。）は、当該事業年度終了の時におけるその有価証</u></p>

(廃止)

券と種類等を同じくする有価証券に係る規則第22条《有価証券の価額》に定める最終価格（以下6-3-5の3までにおいて「最終価格」という。）に購入手数料その他当該有価証券を取得するために要する費用の額を加算した金額による。この場合における最終価格は、その有価証券が2以上の証券取引所に上場されているものであるときは、原則としてその上場されている証券取引所のうち主たる証券取引所の最終価格によるものとする。

(注) 1 本文の「購入手数料その他当該有価証券を取得するために要する費用の額」は、当該有価証券を当該事業年度終了の時に一括して取得すると仮定した場合に要するこれらの費用の額によることができる。

2 外国の証券取引所に上場されている外貨建ての有価証券の期末の時価については、13の2-2-10《外貨建ての有価証券の時価》に定めるところによることに留意する。

(自由料率が適用される場合の購入手数料の額の計算)

6-3-5の2 証券取引所に上場されている株式につき低価法を適用する場合において、最終価格に加算することとなる購入手数料の額は、当該法人が通常取得とした場合の株式数に基づく約定代金につき証券取引所の受託契約準則に定める委託手数料の料率（以下6-3-5の2において「手数料率」という。）を適用して計算した金額に基づいて算出することに留意する。この場合において、当該手数料率につき証券会社と顧客との合意により定めることができることとされている料率（以下6-3-5の2において「自由料率」という。）を適用することとなるときは、当該自由料率については、継続して、当該法人の当該事業年度を通じた自由料率の実績に基づき算出した平均的な率その他これに準ずる合理的な方法により計算した率によるものとする。

(注) 最終価格に加算することとなる購入手数料の額については、当該株式を当該事業年度終了の時に一括して取得すると仮定した場合に要する購入手

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>数料の額とすることができるものとし、この場合において、当該購入手数料につき自由料率を適用することとなるときは、自由料率に係る本文の取扱いを適用する。</u></p> <p><u>(上場国債の最終価格)</u></p> <p><u>6-3-5の3 証券取引所に上場されている国債について大口売買取引と小口売買取引に区分してそれぞれ異なる最終価格が公表されている場合における当該国債の最終価格は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる価格によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>大口売買取引及び小口売買取引のいずれについても当該事業年度終了の日に最終価格がある場合 大口売買取引の最終価格</u></p> <p>(2) <u>大口売買取引又は小口売買取引のいずれか一方について当該事業年度終了の日に最終価格がある場合 当該最終価格</u></p> <p>(3) <u>大口売買取引及び小口売買取引のいずれについても当該事業年度終了の日に最終価格がない場合 当該事業年度終了の日前直近の日における(1)又は(2)に掲げる最終価格</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(期中に評価換えをした有価証券の取得価額及び評価額の計算)</u></p> <p><u>6-3-6 法人が事業年度の中途において、組織変更、更生手続の開始決定等によりその有する有価証券につき評価換えを行った場合には、その評価換えの直前の当該有価証券の帳簿価額は、その評価換えの時を事業年度終了の時とみなしてその選定している評価の方法によって計算した金額とし、その評価換えを行った有価証券の当該事業年度終了の時における評価額は、その評価換えを行った時においてその評価換え後の金額によって取得したものと</u> <u>して計算するものとする。</u></p>

(廃止)	<p><u>(非上場有価証券が上場有価証券となった場合等の評価方法の選定)</u></p> <p><u>6-3-7 法人の有する有価証券で証券取引所に上場されていなかったものが新たに上場されることとなった場合には、当該有価証券は、証券取引所に上場されることとなった日において取得したのものとして令第35条第2項《有価証券の評価の方法の届出》の規定を適用することができる。証券取引所に上場されている株式で企業支配株式に該当していたものがこれに該当しなくなった場合も、同様とする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(合併により受け入れた有価証券の評価方法)</u></p> <p><u>6-3-8 合併法人が被合併法人から有価証券を受け入れた場合における当該有価証券の評価方法の選定については、当該合併法人がその合併の時に当該有価証券を新たに取得したのものとして、令第35条第2項《有価証券の評価の方法の選定》の規定を適用する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</u></p> <p><u>6-3-9 5-2-20は、有価証券の評価の方法について変更承認申請書の提出があった場合における令第36条第2項《有価証券の評価の方法の変更手続》の規定の適用について準用する。</u></p>

十五 信用取引等による株式の取得価額

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<p style="text-align: center;">第4節 信用取引等による株式の取得価額</p> <p><u>(買付けに係る株式の取得価額)</u></p> <p><u>6-4-1 令第47条の2《信用取引等による株式の取得価額》に規定する「買付けに係る株式を取得するために要した金額」には、当該買付けに要した委託手数料は含まれるが、当該買付けに係る支払日歩は含めないことがで</u></p>